

(憲法破壊の集団的自衛権容認に断固反対する)

ご町内のみなさん。日本共産党です。ただ今より、日本共産党の政策について、お話しさせていただきます。しばらくの間、ご協力お願いいたします。

安倍首相の私的諮問機関である「安保法制懇」が十五日、海外での武力行使を全面的に認める報告書を提出しました。これを受けて、安倍首相は歴代内閣が禁じてきた**集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更**を何があんでも強行しようとしています。

みなさん。集団的自衛権の行使は、日本に対する武力攻撃がなくても、他国のために武力を行使することです。それは、「海外での武力行使をしてはならない」という憲法上の歯止めをなくすことに他なりません。

日本は、アフガニスタン戦争やイラク戦争に自衛隊を派兵しましたが、「武力行使をしてはならない」という憲法上の歯止めがありました。こうした歯止めがなくなれば、自衛隊が戦闘地域まで行って米軍とともに戦闘行動に参加することになります。

政府が一内閣の判断だけで憲法の解釈を自由勝手に変えることは、政府の身勝手な行為を縛る憲法を邪魔者あつかいするもので、到底許されません。日本共産党は、憲法を破壊し、「海外で戦争する国」をつくるくわだてに對して、断固として反対していく決意です。

さて、みなさん。今度の報告書では、**集団的自衛権の行使について、あれこれの発動の条件を並べて、「必要最小限度」のものに限定するかのよう**にのべています。

しかし、どのような場合に**集団的自衛権を発動する**かは、「政府が総合的に勘案しつつ、責任をもって判断すべき」とされ、時の政権の判断によって、海外での武力行使は**際限なく拡大**できます。それでは、何らの「歯止め」にもなりません。ひとたび、「海外での武力行使を禁じた」憲法上の歯止めをなくせば、**集団的自衛権行使の可能性が限りなく広がる**ことになるでしょう。

「報告書」では、「**軍事的措置を伴う国連の集団安全保障措置への参加**」についても、「憲法上の制約はないと解釈すべきである」とのべ、「**多国籍軍**」への参加も容認されるとしています。集団的自衛権の行使も、「**多国籍軍**」への参加も容認されるとなれば、**侵略戦争以外の戦争は何でもできる**ということになりますか。それは、憲法9条そのものを亡きものにする暴論であり、断じて許されません。

「報告書」は、日本をとりまく「**安全保障環境の変化**」を、**解釈改憲をすすめる唯一最大の理由**として繰り返していますが、**北東アジアに存在する紛争と緊張を解決する**うえで、いま日本に何よりも強く求められているのは、この地域に平和と安定の枠組みをつくるための外交戦略ではないでしょうか。外交戦略ぬきの軍事的対応一辺倒の道を突き進むことは、「**軍事**」**対「軍事**」の悪循環をつくりだし、地域の緊張をいっそう高めることにしかりません。

日本共産党は、「**集団的自衛権の行使を許すな**」「**憲法9条を守れ**」の運動と世論を広げ、安倍内閣の解釈改憲のくわだてをやめさせるため、皆さんと力を合わせてがんばる決意です。皆さんのご支援、ご協力をよろしく願います。

最後に、日本共産党が発行しております「**しんぶん赤旗**」のご購読をお願い申し上げます。まして、ご当地での訴えを終わります。ご協力ありがとうございます。